

## (1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を設定することについて、次のとおり専決処分をする。

平成25年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（鳥取県基金条例の一部改正）

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 | 正                       | 後 | 改                       | 正 | 前 |
|---|-------------------------|---|-------------------------|---|---|
|   | 別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係） |   | 別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係） |   |   |

| 名称                    | 設置目的  | 積立て             | 運用益金の整理又は処理         | 処分事由  |
|-----------------------|---|-----------------|---------------------|---|
| 16 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき制度の円滑な運営及び福祉・介護人材の確保を図ること。 | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | 一般会計歳入歳出予算に当該基金に積立て | 県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てると<br>き。<br>(1) <u>障害者総合支援法</u> による障害福祉サービスを提供する事業者に対する運営の安定化等を図る措置のための事業<br>(2) <u>障害者総合支援法</u> による新しい事業体系への移行等のための円滑な実施を図る措置のための事業<br>(3) 略 |

| 名称                    | 設置目的   | 積立て             | 運用益金の整理又は処理         | 処分事由  |
|-----------------------|--|-----------------|---------------------|---|
| 16 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金 | <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）に基づき制度の円滑な運営及び福祉・介護人材の確保を図ること。 | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | 一般会計歳入歳出予算に当該基金に積立て | 県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てると<br>き。<br>(1) <u>障害者自立支援法</u> による障害福祉サービスを提供する事業者に対する運営の安定化等を図る措置のための事業<br>(2) <u>障害者自立支援法</u> による新しい事業体系への移行等のための円滑な実施を図る措置のための事業<br>(3) 略 |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>(4) その他障害者総合支援法及び福祉・介護人材の確保対策の円滑な実施のため緊急に必要とされる事業</p> |
|  | <p>(4) その他障害者自立支援法及び福祉・介護人材の確保対策の円滑な実施のため緊急に必要とされる事業</p> |

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合にお</p> | <p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合にお</p> |

いては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

- (1) 略
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) 略

いては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

- (1) 略
- (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) 略

(鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正   | 正 | 後 | 改 | 正 | 前    |
|------|---|---|---|---|------|
| (趣旨) |   |   |   |   | (趣旨) |

|   |   |
|---|---|
| <p>第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、法第38条第1項に規定する保護施設及び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設に該当するものを除く。以下同じ。）（以下「保護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> | <p>第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、法第38条第1項に規定する保護施設及び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設に該当するものを除く。以下同じ。）（以下「保護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> |
|---|---|

（鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部改正）

第4条 鳥取県障害者施策推進協議会条例（昭和47年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(組織)<br/>第4条 略<br/>2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。<br/>(1)・(2) 略</p> | <p>(組織)<br/>第4条 略<br/>2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。<br/>(1)・(2) 略</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> | <p>(3) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> |
|---|---|

(鳥取県特別医療費助成条例の一部改正)

第5条 鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第23項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第</p> | <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第22項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となる</p> |

ことが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額

ア・イ 略

(2)・(3) 略

(一部負担金)

第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とする。

53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額

ア・イ 略

(2)・(3) 略

(一部負担金)

第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が障害者自立支援法第52条の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とする。

2～6 略

2～6 略

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改  | 正   | 後  | 改   | 正 | 前   |
|--|---|--|---|---|---|
| (障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)                     | 第7条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。) | (障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)                     | 第7条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に         |   | (障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)          |
| 第5条第7項に規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター(以下「総合療育センター」という。)     | 第5条第7項に規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター(以下「総合療育センター」という。)                | 第5条第7項に規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター(以下「総合療育センター」という。)     | 規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター(以下「総合療育センター」という。) |   | 規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター(以下「総合療育センター」という。) |
| 利用並びに同条第8項に規定する短期入所(次条において「短期入所」という。)                | 利用並びに同条第8項に規定する短期入所(次条において「短期入所」という。)                           | 利用並びに同条第8項に規定する短期入所(次条において「短期入所」という。)                | 所(次条において「短期入所」という。)                       |   | 所(次条において「短期入所」という。)                       |
| に係る鳥取県立皆成学園(以下「皆成学園」という。)                            | に係る鳥取県立皆成学園(以下「皆成学園」という。)                                       | に係る鳥取県立皆成学園(以下「皆成学園」という。)                            | (以下「皆成学園」という。)                            |   | (以下「皆成学園」という。)                            |
| 及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。 | 及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。            | 及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。 | ては、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。      |   | ては、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。      |
| 2～8 略  | 2～8 略   | 2～8 略  | 2～8 略                                     |   | 2～8 略                                     |



(障害者支援施設における利用料金)

第8条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、1月につき、障害者総合支援法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3～5 略

(障害者支援施設における利用料金)

第8条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、1月につき、障害者自立支援法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3～5 略

(鳥取県児童福祉法施行条例の一部改正)

第7条 鳥取県児童福祉法施行条例（平成24年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(不服審査会の組織)</p> <p>第3条 不服審査会は、委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。</p> <p>2 不服審査会の委員、会長その他不服審査会に関し必要な事項は、<u>法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第8章並びに政令第44条の5及び第44条の6に規定するもののほか、不服審査会が定める。</u></p> <p>(関係人等に対する報酬)</p> <p>第4条 法第56条の5の5第2項において準用する<u>障害者総合支援法</u>第103条第1項の規定により出頭した関係人及び診断その他の調査をした医師等が受ける報酬の額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第4条第1項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。</p> | <p>(不服審査会の組織)</p> <p>第3条 不服審査会は、委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。</p> <p>2 不服審査会の委員、会長その他不服審査会に関し必要な事項は、<u>法第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第8章並びに政令第44条の5及び第44条の6に規定するもののほか、不服審査会が定める。</u></p> <p>(関係人等に対する報酬)</p> <p>第4条 法第56条の5の5第2項において準用する<u>障害者自立支援法</u>第103条第1項の規定により出頭した関係人及び診断その他の調査をした医師等が受ける報酬の額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第4条第1項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。</p> |

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>2・3 略</p> |

(鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成3年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(業務)</p> <p>第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの</p> <p>(6) <u>障害者総合支援法</u>第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。</p> <p>(7) <u>障害者総合支援法</u>第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</p> <p>(8)・(9) 略</p> | <p>(業務)</p> <p>第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法第45条第1項の申請に対する決定及び<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの</p> <p>(6) <u>障害者自立支援法</u>第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。</p> <p>(7) <u>障害者自立支援法</u>第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</p> <p>(8)・(9) 略</p> |

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第3条の規定、第5条中鳥取県特別医療費助成条例第3条第2項第1号の改正規定（「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める部分に限る。）及び第8条の規定は、平成26年4月1日から施行する。